

本庄市告示第 2 1 3 号

本庄市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 8 日

本庄市長 吉 田 信 解

本庄市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の自主財源を確保するため、ネーミングライツ事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 市内に本店又は支店を有する法人、市内に事業所を有する団体、複数の法人若しくは団体又はその両方により構成されたグループをいう。
- (2) ネーミングライツ 市が所有する公共施設の愛称を決定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 市と契約を締結してネーミングライツを付与された法人等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市がネーミングライツを法人等に付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得るための事業をいう。

(基本的な考え方)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、市が所有する公共施設の設置目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる公共施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないように実施しなければならない。

2 ネーミングライツ料については、原則として、市が所有する公共施設の運営及び維持管理に要する費用に充てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、当該ネーミングライツ事業の対象施設の名称として愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定されている公共施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用することができるものとする。

(対象施設)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設又はその一部（以下「対象施設」という。）とする。ただし、市がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設は対象外とする。

2 ネーミングライツ事業に係る対象施設の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする公共施設が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理している公共施設（以下「指定管理者制度導入施設」という。）の場合は、市と指定管理者で協議の上、選定するものとする。

（規制する業種又は法人等）

第5条 次に掲げる業種又は法人等は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業種（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (3) ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。）
- (4) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続をしているもの（更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- (8) 地方税を滞納しているもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 政治性又は宗教性のあるもの
- (12) 本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年本庄市告示第164号）及び本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年本庄市告示第43号）に基づく指名停止の措置を受けているもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないことを認めたもの

(愛称の使用期間)

第6条 愛称を使用することができる期間は、3年以上5年以下とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者による指定管理の期間を考慮し、適切な期間を設定することができる。

(愛称の条件)

第7条 愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記することが可能なもの。ただし、企業のロゴ、マーク等については、この限りでない。

(2) 本庄市有料広告事業取扱要綱（平成19年本庄市告示第40号）第4条に該当しないもの。

(3) 原則として、契約期間中に愛称の変更がないもの。

(4) 原則として、対象施設ごとに設定する愛称の付与条件を満たしていること。

(募集の種類)

第8条 ネーミングライツ事業に係る募集の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 特定型募集 市が選定した対象施設について愛称等を募集するもの

(2) 提案型募集 対象施設（前号の規定により選定したものを除く。）について提案を募集するもの

(募集)

第9条 市長は、ネーミングライツ料その他募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、市のホームページ、広報紙等への掲載等により広く募集するものとする。

(事前相談)

第10条 提案型募集に応募しようとする法人等は、本庄市ネーミングライツ事業事前相談申込書（様式第1号）を市長に提出し、提案内容に係る施設条件等について、あらかじめ確認を受けなければならない。

(応募)

第11条 ネーミングライツ事業に応募しようとする法人等は、本庄市ネーミングライツ事業申込書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書兼誓約書（様式第3号）
  - (2) 会社概要及び直近2事業年度の決算報告書
  - (3) 法人の登記事項証明書
  - (4) 市税等に滞納がないことを証する書類
  - (5) 委任状（代理人を置く場合に限る。）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- （優先交渉権者の決定等）

第12条 市長は、前条の規定による応募があったときは、本庄市ネーミングライツパートナー審査委員会設置要綱（令和元年本庄市告示第137号）第1条に規定する本庄市ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「委員会」という。）においてその内容を審査の上、優先して市と交渉する権利を有する者（以下「優先交渉権者」という。）を決定するものとする。

2 対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、募集開始時に当該施設を管理する指定管理者が、優先的に委員会の審査を受けることができるものとする。

3 契約期間満了後の対象施設について、優先交渉権者を決定しようとする場合には、現行の愛称使用の実績等を勘案して優先交渉権者を決定することができるものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により優先交渉権者を決定したときは、本庄市ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式第4号）により応募した法人等に通知し、当該優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

（契約）

第13条 市長は、前条第4項又は第5項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉権者と契約を締結するものとする。

（費用の負担区分）

第14条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、市は、市のホームページへの掲載及び広報紙等の発行に要する費用を負担するものとし、ネーミングライツパートナーは、看板及び標識等（以下「看板等」という。）の設置及び変更に必要な費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市及びネーミングライツパートナーは、協議により、同項に規定する費用の負担区分を変更することができるものとする。

3 応募及び契約締結に係る諸費用、契約期間の満了又は契約の解除に伴う看板等の原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第15条 ネーミングライツパートナーは、市長が発行する納入通知書により、市長が指定する期日までにネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、本庄市ネーミングライツ事業契約解除通知書(様式第5号)によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第17条 市長は、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料の全部又は一部を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。

2 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、当該年度に納入されたネーミングライツ料から契約を解除する日の属する月までのネーミングライツ料(当該年度に納入されたネーミングライツ料を12で除した額に、契約解除を行うまでの月数を乗じて得た額)を差し引いて返還するものとする。

(契約の更新)

第18条 ネーミングライツパートナーが契約期間の更新を希望するときは、契約期間が満了する日の6か月前までに、本庄市ネーミングライツ事業更新申込書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込書の提出があったときは、委員会で審査を行い、本庄市ネーミングライツ事業審査結果通知書(様式第4号)により審査結果を通知するものとする。

3 第1項に規定する契約の更新は、1回に限るものとする。ただし、指定管理者がネーミングライツパートナーの場合、当該施設における指定管理契約が終了したときは契約の更新をすることはできないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。